

I. 化学物質の環境リスク初期評価等（第5次とりまとめ）の結果の概要

1. 趣旨・目的

世界で約10万種、我が国で約5万種流通していると言われる化学物質の中には、人の健康及び生態系に対する有害性を持つものが多数存在しており、これらは環境汚染を通じて人の健康や生態系に好ましくない影響を与えるおそれがある。

こうした影響を未然に防止するためには、「潜在的に人の健康や生態系に有害な影響を及ぼす可能性のある化学物質が、大気、水質、土壌等の環境媒体を經由して環境の保全上の支障を生じさせるおそれ」（環境リスク）について定量的な評価を行い、その結果に基づき適切な環境リスクの低減対策を進めていく必要がある。

このため、環境省では、平成9年度より化学物質の環境リスク初期評価に着手し、その結果を4次にわたりとりまとめ、「化学物質の環境リスク評価」（第1巻～第4巻）として公表してきたところである。この中で「詳細な評価を行う候補」とされた物質については、関係部局との連携のもとに必要な応じ行政的対応を図ってきたところである。

2. 環境リスク初期評価の内容

(1) 環境リスク初期評価の概要

化学物質の環境リスク評価とは、評価対象とする化学物質について、

- ① 人の健康及び生態系に対する有害性を特定し、用量（濃度）－反応（影響）関係を整理する「有害性評価」、
- ② 人及び生態系に対する化学物質の環境経由のばく露量を見積もる「ばく露評価」を行い、
- ③ 両者の結果を考慮することによってリスクの程度を判定するものである。

ここでは、環境リスク管理のための施策を念頭に置きつつ、多数の化学物質の中から相対的に環境リスクが高そうな物質をスクリーニングするための初期評価として、健康リスク及び生態リスクにわたる「環境リスク初期評価」を実施している。初期評価では環境にとって高いリスクがある物質を誤って見過ごしてしまう危険性を可能な限り小さくするため、有害性評価ではより感受性（sensitivity）の高い知見を利用したり、ばく露評価では検出最大濃度を利用するなどにより、安全サイドに立ったリスク評価を行っている。

(2) 評価対象物質

環境リスク初期評価の目的にかんがみ、未だリスク評価及びリスク管理が行われていない物質の中から、優先度が高いと考えられる新たな化学物質を評価対象物質として、PRTR対象物質、化学物質審査規制法の指定化学物質（現在は第二種監視化学物質）等の中から選定している。また、過去に環境リスク初期評価又は生態リスク初期評価を実施した物質のうち、その後得られた情報、知見等を踏まえて再評価が必要となったものを、生態リスク初期評価の対象として選定している。

(3) 評価実施物質数

環境リスク初期評価の効果的かつ体系的な実施の観点から、以下の評価を実施した。

- ・健康リスク及び生態リスクに係る環境リスク初期評価（23物質）

- ・追加的に実施した生態リスク初期評価（6物質）

(4) 評価の方法

今回の環境リスク初期評価の実施に当たり、「化学物質の環境リスク初期評価ガイドライン」のうち以下の点を充実させている。

- ・評価対象物質の物理化学的性状等の体系的なデータをモデル予測やリスク評価に活用
- ・ばく露評価における環境媒体間の分配割合の予測方法を改善
- ・生態リスク初期評価における知見の信頼性や利用可能性の確認

(5) 留意事項

本初期評価はスクリーニングを目的として、限られた情報に基づきリスクの判定を行い、詳細な評価を行う候補物質を抽出するものであり、今回の結果を受け直ちに環境リスクの低減対策等が必要であると判断すべきものではない。

3. 環境リスク初期評価等の結果

(1) 環境リスク初期評価の結果

環境リスク初期評価を実施した23物質の評価結果は以下のとおりである。

	健康リスク初期評価	生態リスク初期評価
A. 相対的にリスクが高い可能性があり「詳細な評価を行う候補」	【2物質】 クロトンアルデヒド ベンゾ[a]ピレン	【3物質】 p-クロロアニリン ジフェニルアミン ベンゾ[a]ピレン
B. リスクはAより低いと考えられるが「関連情報の収集が必要」	【0物質】	【2物質】 2-アミノエタノール 2,6-ジニトロトルエン
C. 相対的にリスクは低いと考えられ「更なる作業を必要としない」	【13物質】 2-アミノエタノール、2,4-キシレノール、2,6-キシレノール、2,3-ジニトロトルエン、2,4-ジニトロトルエン、2,5-ジニトロトルエン、3,4-ジニトロトルエン、3,5-ジニトロトルエン、ジフェニルアミン、m-トルイジン、p-トルイジン、ヒドロキノン、ポリ塩化ターフェニル	【9物質】 2,4-キシレノール、2,6-キシレノール、o-クレゾール、m-クレゾール、p-クレゾール、2,4-ジニトロトルエン、1,1,2-トリクロロエタン、m-トルイジン、p-トルイジン
D. 得られた情報では「リスクの判定ができない」	【8物質】 アントラセン、グルタルアルデヒド、o-クレゾール、m-クレゾール、p-クレゾール、p-クロロアニリン、2,6-ジニトロトルエン、1,1,2-トリクロロエタン	【9物質】 アントラセン、グルタルアルデヒド、クロトンアルデヒド、2,3-ジニトロトルエン、2,5-ジニトロトルエン、3,4-ジニトロトルエン、3,5-ジニトロトルエン、ヒドロキノン、ポリ塩化ターフェニル

(2) 追加的に実施した生態リスク初期評価の結果

環境リスク初期評価を実施した23物質のほかに、6物質を対象として追加的に生態リスク初期評価を行った。ここで実施した生態リスク初期評価の方法は、上記環境リスク初期評価の中で実施したものと同一である。

判定を行うことのできた3物質の評価結果は以下のとおりである。

A. 相対的にリスクが高い可能性があり「詳細な評価を行う候補」	【0物質】
B. リスクはAより低いと考えられるが「関連情報の収集が必要」	【1物質】 シス-1,2-ジクロロエチレン
C. 相対的にリスクは低いと考えられ「更なる作業を必要としない」	【2物質】 1-オクタノール オクタブロモジフェニルエーテル

4. 今後の対応

(1) 評価結果の情報提供

評価結果は、「化学物質の環境リスク評価 第5巻」としてとりまとめるとともに、物質ごとに評価文書の概要を要約したプロファイルを作成し、インターネットを活用して広く公表する。

(2) 詳細評価等の実施

環境リスクの判定の結果、「詳細な評価を行う候補」とされた物質については、関係部局との連携と分担の下で詳細な評価の実施を含めた対応を図る。また、化管法の対象とされていない物質については、現在検討が進められているPRTR制度の見直しの一環で、製造量・輸入量、排出量・移動量等を適切に把握できるよう、対象物質として追加することを検討する。

① 健康リスク初期評価により詳細な評価を行う候補とされた2物質

クロトンアルデヒドについては、室内空気の吸入ばく露によるリスクが高い可能性があるため、本評価結果を関係機関に連絡し、その対応を見守ることとする。なお、一般環境大気からの吸入ばく露については、関係部局との連携の下で引き続き情報収集を進めることとする。

ベンゾ[a]ピレンについては、一般環境大気からの吸入ばく露及び地下水・食物からの経口ばく露について詳細な評価を行う候補とされている。一般環境大気からの吸入ばく露については、当該物質は大気汚染防止法に基づく有害大気汚染物質対策において優先取組物質と位置づけられていることから、今後とも一般環境大気中におけるモニタリングを継続するとともに、健康リスク初期評価により得られた知見を関係部局による有害大気汚染物質に係る取組の検討等に活用していくこととする。地下水・食物からの経口ばく露については、食物からのばく露によるリスクが考えられ、生物濃縮性が一定程度認められることから、食物からのばく露の可能性に関する情報を中心に引き続き情報収集を行うこととする。

② 生態リスク初期評価により詳細な評価を行う候補とされた3物質

生態毒性に関する知見や、生態リスク初期評価では十分には明らかになっていない発生源に関する知見等を充実させつつ、生態リスクの詳細な評価を優先的に進めることを検討することとする。具体的には、生態リスク初期評価により得られた知見を、関係部局による水生生物の保全のための水質目標の設定の必要性の検討に反映させていくこととする。

また、p-クロロアニリン及びジフェニルアミンについては、化学物質審査規制法の第三種監視化学物質（高濃縮性は有さないものの、難分解性を有し、かつ生態毒性を有する物質）として指定されている。同法に基づき毎年の製造・輸入量を監視するとともに、必要に応じ事業者に対する有害性調査指示等の対応を図っていくこととする。

(3) 情報の収集

環境リスクの判定の結果、情報の収集が必要とされた物質や、リスクの判定ができなかった物質については、関連情報を収集の上、その情報に応じて今後必要な初期評価を行う。

(4) 環境リスク評価の計画的な実施と幅広い活用

- ① 化学物質の環境リスク管理に関連する施策及び調査との緊密な連携を図りつつ、環境リスク初期評価を計画的に実施していく。
- ② 環境リスク初期評価の過程で収集整理された幅広い科学的知見については、PRTR対象物質の中から化学物質管理に優先的に取り組む必要のある物質の選定、既存化学物質点検、化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）の我が国への導入等を含む様々な場面で活用を図る。

(5) 今後の課題

- ① 環境リスク初期評価に必要となる物性情報の集積を進めるとともに、PRTRデータの活用等によるばく露評価の高度化を図る。
- ② OECD等における試験法及び評価手法に関する検討状況を適切に把握し、新たな知見等を環境リスク初期評価に速やかに反映させる。既に環境リスク初期評価を行った物質であっても、その後内外で評価手法の見直し等が行われたものについては、速やかに再評価を実施する。生態リスク初期評価については、国内外におけるリスク評価の動向を踏まえて評価手法の更なる改善を図る。

健康リスク初期評価結果一覧 (23物質)

物質名 (CAS番号)	ばく露経路	有害性の知見		暴露評価			リスク評価の結果 ^{3,4}			判定	
		リスク評価の指標 ¹	動物	影響評価指標 (エンドポイント)	ばく露の媒体	予測最大ばく露量及び濃度	リスク評価の結果 ^{3,4}				
1 アミノエタノール (141-43-5)	経口	無毒性量等 ²	— mg/kg/day	—	飲料水	— μg/kg/day	MOE	—	×	×	
	吸入	無毒性量等 ²	0.12 mg/m ³	ラット	脱毛及び腫脹	一般環境大気	0.063 μg/m ³	MOE	190	○	○
2 アントラセン (120-12-7)	経口	無毒性量等 ²	29 mg/kg/day	ラット	体重増加の抑制、肝臓や腎臓の重量増加、 肝臓の小増殖巣など	飲料水	— μg/kg/day	MOE	—	×	○
	吸入	無毒性量等 ²	— mg/m ³	—	—	地下水	< 0.00052 μg/kg/day	MOE	> 5,600,000	○	○
3 2,4-キシレンール (105-67-9)	経口	無毒性量等 ²	3.0 mg/kg/day	ラット	肝臓相対重量の増加	飲料水	— μg/kg/day	MOE	—	×	○
	吸入	無毒性量等 ²	— mg/m ³	—	—	淡水	0.018 μg/kg/day	MOE	17,000	○	○
4 2,6-キシレンール (576-26-1)	経口	無毒性量等 ²	0.06 mg/kg/day	ラット	体重、血圧、血清・内臓のSH基、 肝臓、腎臓、脾臓への影響	飲料水・食物	— μg/kg/day	MOE	—	×	○
	吸入	無毒性量等 ²	— mg/m ³	—	—	淡水・食物	0.044 μg/kg/day	MOE	140	○	○
5 グルタルアルデヒド (111-30-8)	経口	無毒性量等 ²	0.4 mg/kg/day	ラット	腎臓重量の減少	飲料水	— μg/kg/day	MOE	—	×	○
	吸入	無毒性量等 ²	0.0016 mg/m ³	ラット	鼻の刺激症状、体重増加の抑制	地下水	< 0.012 μg/kg/day	MOE	> 3,300	○	○
6 p-クレゾール (95-48-7)	経口	無毒性量等 ²	2.1 mg/kg/day	ラット	神経系への影響	飲料水	— μg/kg/day	MOE	—	×	○
	吸入	無毒性量等 ²	— mg/m ³	—	—	地下水	< 0.0012 μg/kg/day	MOE	> 180,000	○	○
7 m-クレゾール (108-39-4)	経口	無毒性量等 ²	2.1 mg/kg/day	ラット	神経系への影響	飲料水	— μg/kg/day	MOE	—	×	○
	吸入	無毒性量等 ²	— mg/m ³	—	—	地下水	< 0.0012 μg/kg/day	MOE	> 180,000	○	○
8 p-クレゾール (106-44-5)	経口	無毒性量等 ²	2.1 mg/kg/day	ラット	神経系への影響	飲料水	— μg/kg/day	MOE	—	×	○
	吸入	無毒性量等 ²	— mg/m ³	—	—	地下水	0.024 μg/kg/day	MOE	8,800	○	○
9 クロトンアルデヒド (4170-30-3)	経口	無毒性量等 ²	0.2 mg/kg/day	ラット	実質肝細胞腫	飲料水	— μg/kg/day	MOE	—	×	○
	吸入	無毒性量等 ²	0.15 mg/m ³	ラット	鼻腔の腫瘍	淡水	< 0.08 μg/kg/day	MOE	> 250	○	○
10 p-クロロアニリン (106-47-8)	経口	無毒性量等 ²	0.14 mg/kg/day	ラット	赤血球数などの減少、脾臓の線維増多	飲料水	— μg/kg/day	MOE	—	×	○
	吸入	無毒性量等 ²	0.02 mg/m ³	ラット	メトヘモグロビン濃度の増加、 脾臓の相対重量の増加、髄外造血	地下水	< 0.0008 μg/kg/day	MOE	> 3,500	○	○
11 2,3-ジニトロトルエン (602-01-7)	経口	無毒性量等 ²	— mg/kg/day	—	—	飲料水	— μg/kg/day	MOE	—	×	×
	吸入	無毒性量等 ²	— mg/m ³	—	—	地下水	— μg/kg/day	MOE	—	×	×
12 2,4-ジニトロトルエン (121-14-2)	経口	無毒性量等 ²	0.2 mg/kg/day	イヌ	神経毒性、 ハインツ小体や胆管上皮の過形成など	飲料水・食物	— μg/kg/day	MOE	—	×	○
	吸入	無毒性量等 ²	— mg/m ³	—	—	地下水・食物	< 0.02 μg/kg/day	MOE	> 200	○	○
13 2,5-ジニトロトルエン (619-15-8)	経口	無毒性量等 ²	— mg/kg/day	—	—	一般環境大気	0.0011 μg/m ³	MOE	—	×	×
	吸入	無毒性量等 ²	— mg/m ³	—	—	室内空気	— μg/m ³	MOE	—	×	×
14 2,6-ジニトロトルエン (606-20-2)	経口	無毒性量等 ²	0.04 mg/kg/day	イヌ	髄外造血	飲料水	— μg/kg/day	MOE	—	×	×
	吸入	無毒性量等 ²	— mg/m ³	—	—	地下水・食物	< 0.02 μg/kg/day	MOE	> 40	×	×
15 3,4-ジニトロトルエン (610-39-9)	経口	無毒性量等 ²	— mg/kg/day	—	—	一般環境大気	0.0086 μg/m ³	MOE	—	×	×
	吸入	無毒性量等 ²	— mg/m ³	—	—	室内空気	— μg/m ³	MOE	—	×	×
16 3,5-ジニトロトルエン (618-85-9)	経口	無毒性量等 ²	— mg/kg/day	—	—	飲料水	— μg/kg/day	MOE	—	×	×
	吸入	無毒性量等 ²	— mg/m ³	—	—	地下水	— μg/kg/day	MOE	—	×	×
17 ジフェニルアミン (122-39-4)	経口	無毒性量等 ²	7.5 mg/kg/day	ラット	血液学的影響	一般環境大気	— μg/m ³	MOE	—	×	×
	吸入	無毒性量等 ²	— mg/m ³	—	—	飲料水・食物	— μg/kg/day	MOE	—	×	×
18 1,1,2-トリクロロエタン (79-00-5)	経口	(-)	(-)	(-)	(-)	地下水・食物	< 2.0 μg/kg/day	MOE	> 380	○	○
	吸入	無毒性量等 ²	— mg/m ³	—	—	一般環境大気	— μg/m ³	MOE	—	×	×
19 m-トルイジン (108-44-1)	経口	無毒性量等 ²	0.3 mg/kg/day	ラット	脾臓の色素沈着及び髄外造血など	飲料水	— μg/kg/day	MOE	—	×	○
	吸入	無毒性量等 ²	— mg/m ³	—	—	地下水	< 0.00024 μg/kg/day	MOE	> 130,000	○	○
20 p-トルイジン (106-49-0)	経口	無毒性量等 ²	0.4 mg/kg/day	ラット	メトヘモグロビン血症	一般環境大気	— μg/m ³	MOE	—	×	×
	吸入	無毒性量等 ²	— mg/m ³	—	—	室内空気	— μg/m ³	MOE	—	×	×
21 ヒドロキノン (123-31-9)	経口	無毒性量等 ²	1.5 mg/kg/day	ラット	体重増加の抑制、振戦	飲料水	— μg/kg/day	MOE	—	×	○
	吸入	無毒性量等 ²	— mg/m ³	—	—	淡水	< 0.014 μg/kg/day	MOE	> 11,000	○	○
22 ベンゾ[a]ピレン (50-32-8)	経口	無毒性量等 ²	0.21 mg/kg/day	ラット	前胃の過形成	飲料水・食物	— μg/kg/day	MOE	—	×	×
	吸入	無毒性量等 ²	0.00042 mg/m ³	マウス、 ラット	前胃の腫瘍	地下水・食物	0.0014 ~ 0.0020 μg/kg/day	MOE	1,100 ~ 1,500	○	■
23 ポリ塩化ターフェニル (61788-33-8)	経口	無毒性量等 ²	0.26 mg/kg/day	マウス	肝臓の結節性過形成	一般環境大気	0.003 μg/m ³	MOE	1.4	■	■
	吸入	無毒性量等 ²	— mg/m ³	ラット	出生率の低下	室内空気	— μg/m ³	MOE	2.6E-04	■	■

(注1) リスク評価の指標 : 物質により大きく異なることから、化学物質間の相対的な毒性強度を比較するような場合等には、この数値を単純に使用するのではなく、更なる詳細な検討を行うことが必要。

(注2) 無毒性量等 : 長期間の連続ばく露に相対したNUAEL又はNUAEL相当(LUAELを10で除した場合等)の値。

(注3) MOE : 無毒性量等を予測最大ばく露量、あるいは予測最大ばく露濃度で除した値。但し、無毒性量等が動物実験から設定された場合には、10で除して算出。

(注4) ○ : 現時点では作業は必要ない、▲ : 情報収集に努める必要がある、■ : 詳細な評価を行う候補、× : 現時点ではリスクの判定はできない。

— : 無毒性量等が設定できなかった、あるいは予測最大ばく露量が得られなかった場合、(-) : 評価の対象外、あるいは評価を実施しなかった場合を示す。

生態リスク初期評価結果一覧(23物質)

	CAS番号	物質名	有害性評価 (PNECの根拠)			アセスメント係数	予測無影響濃度 PNEC (µg/L)	予測環境中濃度 PEC (µg/L)	PEC/PNEC比	評価結果
			生物群	急性・慢性の別	エンドポイント					
1	141-43-5	2-アミノエタノール	甲殻類 (オオミジンコ)	慢性	NOEC 繁殖阻害	100	8.5	3.5 < 0.17	0.4 < 0.02	▲
2	120-12-7	アントラセン	魚類 (ブルーギル)	急性	LC ₅₀ 死亡	1,000	0.0028	< 0.013 < 0.013	< 5 < 5	×
3	105-67-9	2,4-キシレノール	甲殻類 (オオミジンコ)	急性	LC ₅₀ 死亡	100	21	0.45 < 0.005	0.02 < 0.0002	○
4	576-26-1	2,6-キシレノール	甲殻類 (オオミジンコ)	慢性	NOEC 繁殖阻害	100	5.4	0.093 < 0.005	0.02 < 0.0009	○
5	111-30-8	グルタルアルデヒド	—	—	—	—	—	0.4 < 0.3	— —	×
6	95-48-7	α-クレゾール	魚類 (ニジマス)	急性	LC ₅₀ 死亡	1,000	8.4	0.21 < 0.03	0.03 < 0.004	○
7	108-39-4	m-クレゾール	魚類 (ニジマス)	急性	LC ₅₀ 死亡	1,000	8.9	< 0.03 < 0.03	< 0.003 < 0.003	○
8	106-44-5	p-クレゾール	甲殻類 (オオミジンコ)	慢性	NOEC 繁殖阻害	100	5.2	0.04 0.04	0.008 0.008	○
9	4170-30-3	クロトンアルデヒド	甲殻類 (オオミジンコ)	慢性	NOEC 繁殖阻害	100	0.20	< 2 < 2	< 10 < 10	×
10	106-47-8	p-クロロアニリン	甲殻類 (オオミジンコ)	慢性	NOEC 繁殖阻害	100	0.032	0.06 < 0.02	2 < 0.6	■
11	602-01-7	2,3-ジニトロトルエン	甲殻類 (オオミジンコ)	急性	LC ₅₀ 死亡	1,000	0.66	— —	— —	×
12	121-14-2	2,4-ジニトロトルエン	甲殻類 (オオミジンコ)	慢性	NOEC 繁殖阻害	100	0.20	< 0.01 < 0.01	< 0.05 < 0.05	○
13	619-15-8	2,5-ジニトロトルエン	魚類 (ファットヘッド ミノ)	急性	LC ₅₀ 死亡	1,000	1.3	— —	— —	×
14	606-20-2	2,6-ジニトロトルエン	甲殻類 (オオミジンコ)	慢性	NOEC 繁殖阻害	100	0.60	0.06 < 0.01	0.1 < 0.02	▲
15	610-39-9	3,4-ジニトロトルエン	魚類 (ファットヘッド ミノ)	急性	LC ₅₀ 死亡	1,000	1.5	— —	— —	×
16	618-85-9	3,5-ジニトロトルエン	魚類 (ファットヘッド ミノ)	急性	LC ₅₀ 死亡	1,000	23	— —	— —	×
17	122-39-4	ジフェニルアミン	藻類 (緑藻類)	慢性	NOEC 生長阻害	100	0.27	0.55 < 0.02	2 < 0.07	■
18	79-00-5	1,1,2-トリクロロエタン	魚類 (ファットヘッド ミノ)	慢性	NOEC 成長阻害	100	60	2.2 < 1.3	0.04 < 0.02	○
19	108-44-1	m-トルイジン	甲殻類 (オオミジンコ)	急性	LC ₅₀ 死亡	1,000	0.73	< 0.006 < 0.006	< 0.008 < 0.008	○
20	106-49-0	p-トルイジン	甲殻類 (オオミジンコ)	慢性	NOEC 繁殖阻害	100	0.11	< 0.006 < 0.006	< 0.05 < 0.05	○
21	123-31-9	ヒドロキノン	甲殻類 (ホウネンエビ科)	急性	LC ₅₀ 死亡	1,000	0.070	< 0.36 < 0.36	< 5 < 5	×
22	50-32-8	ベンゾ[a]ピレン	藻類/甲殻類 (緑藻類/ミジンコ)	急性	EC ₅₀ 生長阻害 /LC ₅₀ 死亡	1,000	0.005	0.02 < 0.015	4 < 3	■
23	61788-33-8	ポリ塩化ターフェニル	—	—	—	—	—	< 0.00042 < 0.00042	— —	×

(注1) PECの上段は公共用水域(淡水)、下段は公共用水域(海水)。

(注2) ○:現時点では作業は必要ない、▲:情報収集に努める必要、■:詳細な評価を行う候補、×:現時点では生態リスクの判定はできない。

生態リスク初期評価結果一覧(6物質:追加物質)

	CAS番号	物質名	有害性評価 (PNECの根拠)			アセスメント係数	予測無影響濃度 PNEC (µg/L)	予測環境中濃度 PEC (µg/L)	PEC/ PNEC比	評価結果
			生物群	急性・慢性の別	エンドポイント					
1	111-87-5	1-オクタノール	甲殻類 (オオミジンコ)	慢性	NOEC 繁殖阻害	100	10	0.54 0.017	0.05 0.002	○
2	32536-52-0	オクタブロモジフェニルエーテル	甲殻類 (オオミジンコ)	急性/慢性	EC ₅₀ 遊泳阻害/ NOEC 繁殖阻害	100	> 0.11	< 0.003 < 0.003	< 0.03 < 0.03	○
3	156-59-2	シス-1,2-ジクロロエチレン	甲殻類 (オオミジンコ)	慢性	NOEC 繁殖阻害	100	45	8 < 4	0.2 < 0.09	▲
4	1163-19-5	デカブロモジフェニルエーテル	魚類 (メダカ)	急性	LC ₅₀ 死亡	100	> 0.046	0.30 < 0.12	< 7 < 3	×
5	23950-58-5	プロピザミド	藻類 (緑藻類)	慢性	NOEC 生長阻害	100	3.2	< 5 < 0.8	< 2 < 0.3	×
6	87-86-5	ペンタクロロフェノール	魚類 (ニジマス)	急性	LC ₅₀ 死亡	100	0.18	0.0009 < 0.05	0.005 < 0.3	×

(注1) PECの上段は公共用水域(淡水)、下段は公共用水域(海水)。

(注2) ○:現時点では作業は必要ない、▲:情報収集に努める必要、■:詳細な評価を行う候補、×:現時点では生態リスクの判定はできない。